

家庭から排出される水銀等を含む廃棄物（蛍光灯等） の分別回収を開始 ～埋立ごみの回収方法を変更します～

水銀汚染防止法第 17 条において、市は廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定されているため、水銀を含む廃製品を分別回収します。

1 内 容

家庭から排出される水銀等を含む廃棄物（①蛍光灯、②乾電池、③ボタン電池、④水銀温度計、⑤水銀体温計、⑥水銀血圧計 以下「廃棄物」という）を分別回収します。

2 回収方法

廃棄物を地区別の月 1 回の埋立ごみの収集日に、他の埋立ごみと分別の上、透明または半透明の別の袋に入れてごみステーションに出してもらい回収します。

3 処理方法

廃棄物は、直接搬入された廃棄物とごみステーションで回収した廃棄物を清掃センターで一定量保管し、廃棄物専門業者に処理委託します。

4 開始日

令和 2 年 4 月 1 日（水）

5 周知方法

広報みき、ホームページ、各自治会等への回覧、ごみカレンダー、エフエムみつきい等で啓発します。

問い合わせ先 三木市市民生活部環境課（清掃センター）
電話 0794-83-2608